豊見城市立小中学校 保護者 各位

> 豐見城市教育委員会 教育長 赤嶺 美奈子 【公印省略】

令和7年度児童生徒における学校給食費及び納付方法について(通知)

平素より学校給食へのご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

豊見城市では、昨今の学校給食食材費の高騰により、現行の学校給食費では目指している栄養価や献立内容の維持が困難な状況となっていることから、令和2年度より独自の施策として「学校給食費保護者支援事業」を実施しております。本事業では、保護者が負担する学校給食費(令和7年度は小学生・中学生月額3,000円)に対して、市が上乗せする形で支援を実施しております。令和7年度は、小学生で月額2,300円、中学生で月額3,000円を支援いたします。

令和7年度の学校給食費の内訳につきましては、下記のとおりとなりますので、ご確認ください。 なお、令和8年度以降の学校給食費につきましては、今後の物価を注視しつつ、検討した上で 決定いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記 R7 学校給食費【月額】4月~翌年2月まで(11ヶ月)の納付となります。

	保護者負担額	市負担額	県負担額	合計
児童(小学生)	3,000 円	2,300 円	0 円	5,300 円
生徒(中学生)	3,000 円	0 円	3,000 円	6,000 円

R7 学校給食費【年額】

	保護者負担額	市負担額	県負担額	合計
児童(小学生)	33,000 円	25,300 円	0 円	58,300 円
生徒(中学生)	33,000 円	0 円	33,000 円	66,000 円

※令和7年度の学校給食費は令和6年度より増額しましたが、保護者負担額は小学生月額1,000円(年額11,000円)、中学生月額1,500円(年額16,500円)の負担減となっております。 市負担額分については、国からの交付金を活用し、県負担額分については、沖縄県の学校給食費保護者支援事業を活用しています。

―裏面へ納付方法について記載していますので、必ずご確認ください―

<学校給食費の納付方法について>

- ①口座振替: 令和6年度に口座振替を利用して学校給食費を納付していた場合は、令和7年度も引き続き口座振替での納付になります(新たな手続きは不要)。令和7年度から口座振替利用の場合は、市 HP、下記 QRコードから「Web 口座振替受付サービス」の利用又は金融機関の窓口にて申込みを行ってください。納付忘れ、納付書の期限切れ、本市が負担している納付書利用に係る事務手数料の値上げ等の理由により口座振替の利用を推奨しております。なお、口座振替に係る手数料については、本市にて負担しております。
- ※口座振替が利用できる金融機関は、<u>琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行、沖縄県農業協同組合</u>の7金融機関のみです。なお、沖縄県農業協同組合以外はWeb 口座振替受付サービスの利用により口座振替の申込が可能です。
- ※Web 口座振替受付サービスを利用した場合、毎月 20 日までに口座振替の申込みを行うと翌月から口座振替が可能となります。



←Web 口座振替受付サービス利用ページの QR コード

- ②納付書:口座振替を利用できない(口座振替の利用できる金融機関の口座を持っていない)場合は納付書にて学校給食費を納付いただきます。令和7年度分(令和7年4月~令和8年2月)の納付書を4/14の週にご自宅へお送りしますので、コンビニエンスストア等での納付をよろしくお願いいたします。
- ③児童手当:児童手当を受給している場合は学校給食費を児童手当から徴収することができます。 申請書の提出が必要となりますので、学校給食センター(098-850-4585)までご連絡ください。
- ④就学援助:学校給食費等について市が一部援助する制度です。申請し、認定を受ける必要がありますので、学校教育課学校教育班(098-850-0035)までお問い合わせください。

【口座振替スケジュール及び納付書の納付期限】

-		_	
R7.4 月分	令和7年4月25日(金)	R7.10 月分	令和7年10月10日(金)
R7.5 月分	令和7年5月12日(月)	R7.11 月分	令和7年11月10日(月)
R7.6 月分	令和7年6月10日(火)	R7.12 月分	令和7年12月10日(水)
R7.7 月分	令和7年7月10日(木)	R8.1 月分	令和8年1月13日(火)
R7.8 月分	令和7年8月12日(火)	R8.2 月分	令和8年2月10日(火)
R7.9 月分	令和7年9月10日(水)		

- ・給食費の納付は4月から翌年2月までとなっており、納付期限は毎月10日(4月のみ25日)としております。なお、納付期限が金融機関の休業日にあたるときは、その翌営業日が納付期限となります。
- •6 日以上連続で欠席する場合や学校への登校が不規則の場合は、学校給食を停止する必要がありますので、学校へ連絡してください。学校から給食センターへ報告がくることとなっております。 学校給食を停止していない場合、学校給食の減額の対象外となります。